

令和8年 第3回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和8年4月17日

招集年月日	令和8年4月17日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和8年4月17日	午前11時05分	議長	中本正廣	
	閉会	令和8年4月17日	午前11時37分	議長	中本正廣	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	笠井清孝	○	7	影井伊久美	○
	2	田島清	○	8	大江昭典	○
	3	宮本千春	○	9	小島俊二	○
	4	大江厚子	○	10	津田宏	○
	5	末田健治	○	11	中本正廣	○
	6	佐々木道則	○			
会議録署名議員	7番	影井伊久美		8番	大江昭典	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河野茂		書記	佐々木裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町長	橋本博明		教育長	—	
	副町長	木村富美		病院事業管理者	—	
	参事	下村佳世		道の駅推進チーム 担当課長	瀬川善博	
	参事	三浦道人		教育次長	—	
	会計管理者兼 総務課長	二見重幸		教育課長	—	
	総務課主幹	郷田亮		安芸太田病院 事務長	—	
	加計支所長	—		—	—	
	筒賀支所長	—		—	—	
	企画DX課長	—		—	—	
	税務住民課長	沖野貴宣		—	—	
	地域協働課長	—		—	—	
	産業観光課長	菅田裕二		—	—	
	建設課長	—		—	—	
	健康福祉課長	—		—	—	
衛生対策室長	—		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和8年4月17日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例の一部を改正する条例）
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第33号	令和8年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）
発議第1号	非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

令和8年第3回臨時会
(令和8年4月17日)
(開会 午前11時05分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから令和8年第3回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布しているとおります。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求したものは町長です。なお、同条の規定によって、町長から説明員を委任したことについて配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から、2月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局で保管しておりますので、御覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番影井伊久美議員及び8番大江昭典議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

○中本正廣議長

日程第3、会期の決定について議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日4月17日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第4. 承認第2号

日程第5. 承認第3号

○中本正廣議長

日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例の一部を改正する条例）及び日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。提案説明をさせていただきます。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例の一部を改正する条例）。地方税法等の一部を改正する法律の公布

に伴う改正を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。続いて承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。地方税法施行令等の一部を改正する政令の交付に伴う改正を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

承認第2号、安芸太田町税条例の一部を改正する条例について説明します。令和8年度税制改正大綱のうち、町税関係の主な内容は次のとおりです。まず個人住民税について、給与所得控除及びひとり親控除額の引上げです。次に、ふるさと納税についてです。特例控除額に上限が設定されるとともに、寄付額のうち自治体が活用できる財源の割合について段階的に60%以上へ引き上げられます。また基準違反を行った自治体に対する罰則が強化されます。次に軽自動車税についてです。令和7年度末をもって環境性能割が廃止されます。次に固定資産税についてです。新築住宅に係る特例措置の拡充及び延長が行われるとともに、家屋及び償却資産に係る免税点が引き上げられます。続いて承認第3号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。まず子ども・子育て支援納付金の新設されます。次に国民健康保険税の課税限度額についてです。基礎課税額に係る部分が引き上げられるとともに、子ども・子育て支援納付金に係る課税限度額は3万円とされます。次に、軽減措置に係る軽減判定所得基準が引き上げられます。なおこの2本の改正は、令和8年度税制改正に伴い、改正地方税法及び同法施行令が令和8年3月31日に交付され、原則として令和8年4月1日から施行されますので、関連する町税条例及び国保税条例の改正を令和8年3月31日付で専決処分したものです。以上です。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例の一部を改正する条例）及び、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件を一括して採決します。承認第2号及び承認第3号については、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、承認第2号及び承認第3号については、これを承認することに決定しました。

日程第 6. 議案第 33 号

○中本正廣議長

日程第6、議案第33号、令和8年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、議案第33号、令和8年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）。この補正予算は、歳入歳出それぞれ3,252万円の増額を定めるものです。今回の補正は広島県の宿泊税を活用した市町交付金の採択に伴い、その採択を受けた3つの観光事業について必要な予算を計上するものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい、議案第33号、令和8年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。まず第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは歳入歳出それぞれ3,252万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ93億4,252万円と定めるものでございます。この度の補正につきましては、広島県の宿泊税を活用した市町交付金の採択に伴いまして、町の観光振興事業に必要な予算を計上するものでございます。それではページとびまして、30ページ、31ページの方をご覧くださいと思います。今回の補正に対する歳入でございますが、県補助金につきまして、宿泊税を活用した市町交付金として3,500万円、そのうち当初予算に計上している事業費に248万円を充てることとしております。このため財源更生としまして、財政調整基金から繰入金を248万円減額をさせていただいた歳入を予算計上させていただいております。それでは歳出予算の詳細につきましては、担当課の方から説明の方をさせていただきます。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

それでは、この3事業の内容について説明させていただきます。このたび採択になりました3事業でございますけれども、まずトレイルヘッドあきおた推進事業分でございます。需用費につきましては、電動のマウンテンバイクの消耗品としまして32万円、同じく電動のマウンテンバイクの修繕費としまして20万円の、計52万円の需用費となっております。役務費につきましては、同じく電動のE-バイクの点検費の20万円分となっております。委託料につきましては、まず基本構想が1千万円、コース開発が400万円、イベントが400万円、ツアー開発が100万円等となっております。使賃につきましては、構想策定の協議等でレンタカーなどを使うことを想定しております。備品購入費につきましては、電動のE-バイク約10台分の購入を予定させていただいております。負補交790万円分ですけれども、三段峡再生で300万円、神楽が490万円の予定となっております。以上になります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。大江厚子議員。

○大江厚子議員

今の説明の中で、委託料1,917万円。委託先はどのように、どのような方法で決定されるのでしょうか。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい、委託先につきましては、先日3月にマウンテンバイクの社会推進協議会に来て頂きまして、ヤマハ発動機さんですとか、そういったところとも意見交換をさせていただいておりますので、実際にはプロポーザルになるとは思いますが、そういったところが手を挙げていただけるのではないかと今思っているところでございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい、3事業のうち三段峡再生事業と神楽体験支援事業については有意義な事業であらうと思いますが、このトレイルヘッドあきおおたの推進事業につきましては、安芸太田町においてそういった需要があるのかどうか。それと今後の受入体制。それと財源の継続性の問題等々で非常に課題の多い事業ではないかと思っております。話題にはなりやすい事業で良いとは思いますが、将来的にもトレイルで、マウンテンバイクで走行すれば、コースがありますよね。それが最初の整備だけでは終わらない、後の再整備とかいうのを継続的に必要になってきますが、その辺の考え方についてちょっと、構想を練るのはいいんですが、その辺をちょっと答弁をお願いします。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい、この度の取り組みにつきましては、広島県の方とも連携して、しまなみ海道で、いわゆるサイクリストがたくさん来て頂いている状況を里山の方にも波及させていくというところですね、県とも連携して進めさせていただいておるところでございます。というところもございまして、県の方でも宿泊税事業の方もトレイル、こういったコースの調査の県の方の事業も予定しておりますし、そのあたりは県も非常に重要な事業だと認識していただいておりますので、まずは宿泊税の活用を引き続いて4年間程度していただくようお願いの方をさせていただいているところでございます。受入体制につきましても町内の各色んな事業者さんからもヒアリングなどをしておりますので、そういった事業者さんとも連携してできるように進めていきたいと考えております。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、また基本構想を練った段階で、説明があるんだろうというふうには思いますが、宿泊施設が今非常に安芸太田町窮地にあるというような状況。それと人材ですよね。マウンテンバイク等々をやっぱり成功させるためには、やっぱり専門人材が必要ではないかと

いうふうに思います。その辺の人材の育成方法等について、また基本構想を出た段階で、その辺の説明があるのかどうかちょっとお伺いします。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい、そういったところも基本構想の中で検討を進めてまいりまして、中間報告などもさせていただければと考えているところでございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

最後に、この基本構想をたてたからと言って、事業はゴーではなしに、立ち止まって考えるということもありうるのかどうか、その1点だけお聞きします。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

今回構想策定するという事は、事業化することを前提として考えていきたいと思っております。先ほどの需要の話でございますけれども、この事業は町内の需要というよりも広島県あるいは海外も視野に入れたターゲット層を決めた上での需要を見ておりますので、参考までに言いますと、国内のマウンテンバイクのユーザー数というのは約10万人おります。それプラス広島県へ体験型の観光ユーザーが現在202万人来ております。こういった中からどれだけ安芸太田町に引っ張ってこれるかという意味では、需要というか、大きな市場がある事業だと思っておりますので、構想を策定する、これは本当に実現可能性を考えながら策定していきたいと思っておりますので、ぜひ実現させたいと思っております。ただし策定中については先ほど参事が申し上げましたように、途中の中間報告をさせていただきながら、色々ご意見を伺って計画を作っていくたいと思っております。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第33号、令和8年度安芸太田町一般会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。議案第33号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第33号については原案のとおり可決しました。

日程第7. 発議第1号

○中本正廣議長

日程第7、発議第1号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたし

ます。提出者からの説明を求めます。津田副議長。

○津田宏副議長

発議第1号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。安芸太田町議会議長中本正廣殿。提案理由、広島県に位置する安芸太田町においても、被爆の実相と平和の尊さを後世に伝える使命を有している。核兵器を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中、非核三原則は、今後も守られていかなければならないものであり、国におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されていくことを要望するため、地方自治法第99条の規定により国への意見書を提出しようとするものである。非核三原則の堅持を求める意見書。我が国は、広島及び長崎への原子爆弾投下により未曾有の惨禍を経験した唯一の被爆国である。広島県に位置する本町においても、被爆の実相と平和の尊さを後世に伝える使命を有している。この歴史的事実を踏まえ、これまで非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」を国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核三原則の見直しを不安視する声がある。核兵器を取り巻く国際情勢が厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は、今後も守られることが望まれる。80年前の広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。よって、国におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう要望する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣。以上であります。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。大江厚子議員。

○大江厚子議員

これと同等の趣旨の発議が昨年12月の議会定例会で出されました。その時、本議会としては、賛成者の少数ということで否決されたわけです。にも関わらず短期間で同一の内容を提出されるその整合性、合理性は何なのかというところをまずお聞きします。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏副議長

12月議会で提出された意見書につきましては、内容的に検討すること事態を許されないと断じる意見書であったように私は感じておりました。議論を通じて政策判断の柔軟性を奪うものであると思い、その時は反対ということで賛成しかねるということでございました。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員

○大江厚子議員

一度議会として全会一致ではないにしろ、否決と判断を出したという事実はあるわけですね。この度は、6月に原爆被害者の会の方から、陳情を出そうとしているという情報も入りました。そのうえでなぜあえて、短期間で同じ議会が今度は前回反対した議員も含め、これを出そうとされているのか、もう一度その辺をお聞きします。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏副議長

はい、先ほど全員協議会の中で、そういう意見があるということをお聞きしました。しかしながら議会としての立場を町民の皆様方の意見も大切ですが、我々はこういう立場だということを示すためにも非核三原則については賛成の意見を出すということで今回提出させていただきました。以上です。

○中本正廣議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。最初に反対討論は。続いて賛成討論。小島議員。

○小島俊二議員

ただいま議題になっています非核三原則の堅持を求める意見書案について、賛成の立場から討論を行います。我が国は、広島・長崎への原子爆弾投下により、未曾有の惨禍を経験した世界で唯一の戦争被爆国であります。広島県に位置する本町においても、被爆の実相と平和の尊さを次世代に伝えていく責務があり、核兵器のない世界の実現を願う思いは町民共通のものであります。我が国は、これまで核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則を国是として掲げ、歴代内閣においてもこれを堅持してきました。この原則は、被爆国日本の歩みを象徴するものであり、今日の厳しい国際情勢の中にあっても、尊重されるべき基本であります。本意見書案は、こうした歴史と被爆地の思いを踏まえ、非核三原則の堅持を国に求めるものであり、特定の政権や人物を論じるものではなく、地方議会の意見書として極めて適切な内容であると考えます。地方議会の意見書は、特定の政治的立場を主張するためのものではなく、地域住民の代表機関として、国に対して必要な要望を行うものであります。できる限り幅広い合意のもとで提出されることが望ましいものであります。一方で私は昨年12月議会において提出された別の非核三原則の堅持を求める意見書案については、反対の立場をとりました。これは、当該意見書案が特定の政治家や政権の動きを直接的に批判する内容を含んでおり、地方議会の意見書としては適切さを欠く部分があると判断したためであります。またその際、あえて反対討論を行わなかったのは、非核三原則という我が国の国是に関わる極めて重要な課題であるからこそ、感情的・対立的な議論に発展することを避け、議会としての品位と冷静さを保つべきであると考えたためであります。賛否は採決という形で明確に示しつつ、あえて討論は控えるという判断をいたしました。今回賛成討論を行う理由は、本意見書案が対立を生むものではなく、被爆地の自治体として広く共有し得る内容であり、議会としての意思を明確にすることが適切であると判断したためであります。議会是对立を競う場ではなく、地域の意思を整え、示す場であると考えております。被爆地の自治体の議会として、被爆の実相と平和への願いを次世代に伝えていく責務が私たちにはあります。非核三原則は、歴代政府が堅

持してきた我が国の国是であります。本意見書は、その堅持を求めるものであり、本意見書の趣旨に反対する理由は見当たらないのではないのでしょうか。被爆から81年を迎えようとする今、広島県の自治体議会として、平和への意思を静かに、しかし確かに示すことが重要であると考えます。以上の理由から、被爆地に位置する自治体の議会として核兵器のない世界の実現を願い、非核三原則の堅持を国に求めることは、極めて自然なことであります。その思いを込めて、本意見書に賛成するものであり、議員各位のご理解とご賛同を心からお願い申し上げます。以上でございます。

○中本正廣議長

次に反対の意見はありませんか。以上で討論を終わります。はい、なんでしょう。賛成討論ですか。はい、大江厚子議員。

○大江厚子議員

私は非核三原則の堅持という内容については一貫して重要であると考えており、賛成の立場です。12月議会定例会において、本議案と同趣旨の意見書については、私は賛成討論に立ち、次のように発言しました。この国の反核の意思を最前線で訴えてきたのは、広島、長崎の被爆者です。被爆者の方々は、これ以上、誰にも同じ苦しみを味あわせてはならないという一心で、語り継ぎ、反核の行動を続けてきました。私たちはその思いを受け継ぐものとして、被爆の実相を伝えるだけでなく、また歴史の説明だけに終わらせるのではなく、反核の意思も受け継ぎ行動していかなければなりません。核兵器の使用が現実味を帯びるこの国際情勢の中で、戦争に反対し、核廃絶を求めてきた私たち議員が、非核三原則の堅持の声をあげるこそが大きな意味があります。被爆者の方々と共に、次の世代へ核のない世界を受け渡すために、今こそしっかりと意思を表示すべきときですと申し上げました。この考えに、何ら変わりはありません。そのうえで、あえて厳しく申しあげたいと思います。12月定例議会において、本議案と同趣旨の意見書は、賛成4人反対6人で否決されました。その際、反対討論、賛成討論は私を含め2議員からあり、反対討論はありませんでした。そして前回反対した議員により、このたび非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてが再度提案されています。この経過について前回の判断との違いがどこにあるのか、なぜ結論が変わるのか、その説明は極めて不十分です。住民の皆さまからも、前回の否決に対する疑問と批判の声が寄せられています。このことについては重く受け止めるべきです。さらに看過できないのは今回の発議のあり方です。提案者や賛成者として、副議長、そして各委員会の委員長の名が連なっています。しかし例えば総務常任委員会においては

○中本正廣議長

大江議員、賛成討論ですよ。

○大江厚子議員

そうですよ。本件においての討議は行われていません。にもかかわらず、委員長という肩書で名を連ねることは、あたかも委員会としての意思があるかのように誤解を与えかねません。委員長という立場の重みを踏まえれば、本来は委員会としての議論があつてしかるべきです。それを経ることなく肩書を用いるのであれば、議会運営の公正さと透明性を損なうものです。さらに申し上げれば、前回の否決に対する説明も尽くされないまま、こ

の度の発議は議会の主体性はどこにあるのかが厳しく問われます。自らの判断に責任を持たず、説明も尽くさず、手続きの重みも顧みない。このようなあり方は議会に対する住民の信頼を失うものです。このような姿勢は、議員として不見識な行為と言わざるを得ないのではないのでしょうか。本議会がこうしたあり方を改め、住民に対して責任ある誠実で一貫した意思決定を行う場へと立ち返ることを強く求めます。以上指摘したうえで、本議案の内容に賛成いたします。以上です。

○中本正廣議長

以上で討論を終わります。これから発議第1号について起立により採決します。

(2番田島清議員、5番末田健治議員 退席する。)

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって原案のとおり可決いたしました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。これで会議を閉じ、令和8年第3回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前11時37分 閉会
